

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会

社会福祉事業基金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の社会福祉事業基金（以下「基金」という。）について、その管理及び取り崩し等の処分に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の種類)

第2条 この基金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉基金
- (2) 介護設備等更新基金

(積立)

第3条 基金は、寄附金、その他の収入及び協議会の会計の決算余剰金等をもって積み立てる。

(管理)

第4条 基金は、金融機関への預金、その他最も安全かつ确实有利な方法で管理するものとする。

(運用益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、社会福祉の振興に寄与する事業の経費に充てるものとする。ただし、基金に編入することを妨げない。

(繰替運用)

第6条 協議会の会長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法及び期間を定めて、基金に属する現金を協議会の会計の資産に繰替えて運用することができる。

(基金の取り崩し)

第7条 基金は、次の各号の一つに該当する場合に限り、協議会の協議会の会計の収入支出予算に計上し、理事会及び評議員会の議決を得て、基金の一部又は全部を取り崩すことができる。

- (1) 社会福祉事業を行うために特別の事情のあるとき
- (2) 介護サービス事業を行うために特別の事情のあるとき
- (3) その他やむを得ない事情により生じた経費の財源に充てる場合

(委任)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成25年3月31日から施行する。

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会社会福祉基金の設置、管理及び処分に関する規則（平成17年11月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の災害復興資金たすけあい基金の廃止の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。